

風水害等対策計画編

5 道路災害対策計画

# 目 次

5 道路災害対策計画	
第1章 災害予防.....	245
第1節 市内の道路交通状況.....	245
第2節 道路交通の安全のための情報の充実.....	245
第3節 道路施設等の管理と整備.....	245
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	246
第5節 防災知識の普及.....	247
第6節 再発防止対策の実施.....	247
第2章 災害応急対策.....	248
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	248
第2節 活動体制の確立.....	249
第3節 救助・救急、医療及び消火活動.....	249
第4節 危険物の流出に対する応急対策.....	250
第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動.....	250
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動.....	250
第7節 防疫及び遺体の処理.....	250
第3章 災害復旧.....	251

## 5 道路災害対策計画

本計画は、市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

#### 第1節 市内の道路交通状況

市内の道路交通状況については、風水害等対策計画編2第1章第3節「交通計画」によるものとする。

#### 第2節 道路交通の安全のための情報の充実

##### 1 気象情報の伝達

水戸地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

##### 2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

#### 第3節 道路施設等の管理と整備

##### 1 管理する施設の巡回及び点検

道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、津波、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

##### 2 安全性向上のための対策の実施

市をはじめとする各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

## 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図り、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

#### (2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、風水害等対策計画編2第2章第5節「通信計画」に準ずるものとする。

### 2 災害応急体制の整備

#### (1) 職員の体制

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

### 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

#### (1) 救助・救急活動への備え

市は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急活動用資材、車両、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

#### (2) 消火活動への備え

消防本部は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

### 4 緊急輸送活動への備え

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

### 5 関係者等への的確な情報伝達活動

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

### 6 防災訓練の実施

大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

### 7 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

大規模な道路災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、

備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

#### 8 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

### 第5節 防災知識の普及

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

### 第6節 再発防止対策の実施

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

## 第2章 災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 道路災害情報等の収集・連絡

〔発見者〕

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防吏員または道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

〔道路管理者〕

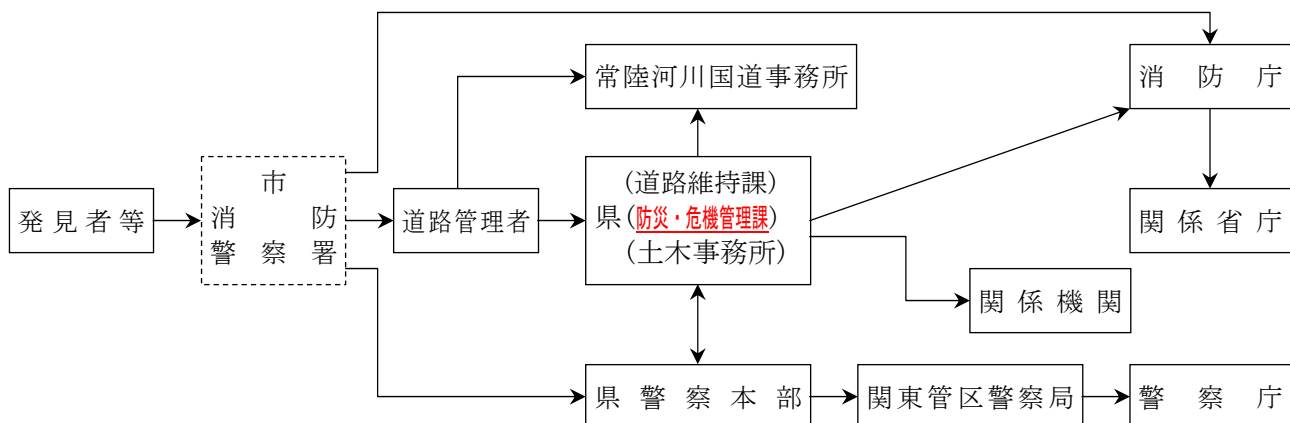
道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生する恐れがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。

〔市〕

大規模な道路災害の発生または発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

##### (2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



※ 市消防署の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

〔連絡先一覧〕

機 関 名	担 当 部 署	電話番号（夜間・休日の場合）
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346（同 左）
茨 城 県	<u>防災・危機管理課</u>	029-301-8800（同 左）
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751（総合当直）
東日本高速道路（株）関東支社	事業統括チーム	03-5828-8642 （岩槻道路管制センター-048-758-4035）

## 第 2 節 活動体制の確立

### 1 市及び道路管理者の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第 1 次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとする。

### 2 広域的な応援体制

市内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 26 節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 25 節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 第 3 節 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

消防本部は、「消防広域相互応援協定」また「常磐自動車道、三郷、いわき中央インターチェンジ間における消防相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたるものとし、また、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請するものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救急活動に協力するものとする。

### 2 医療活動

市は、医療活動については、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 17 節「医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は震災対策計画編第 3 章第 5 節第 2 「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

### 3 消火活動

消防本部は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な消火活動に協力するものとする。

## 第4節 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、危険物等災害対策計画に準じ行うものとする。

## 第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。

また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努めるものとする。

## 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

### 1 情報伝達活動

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員等の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

### 2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

## 第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、風水害等対策計画編2第2章第18節「防疫計画」及び同第20節「死体の捜索及び処理埋葬計画」に準じて実施するものとする。



### 第3章 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

